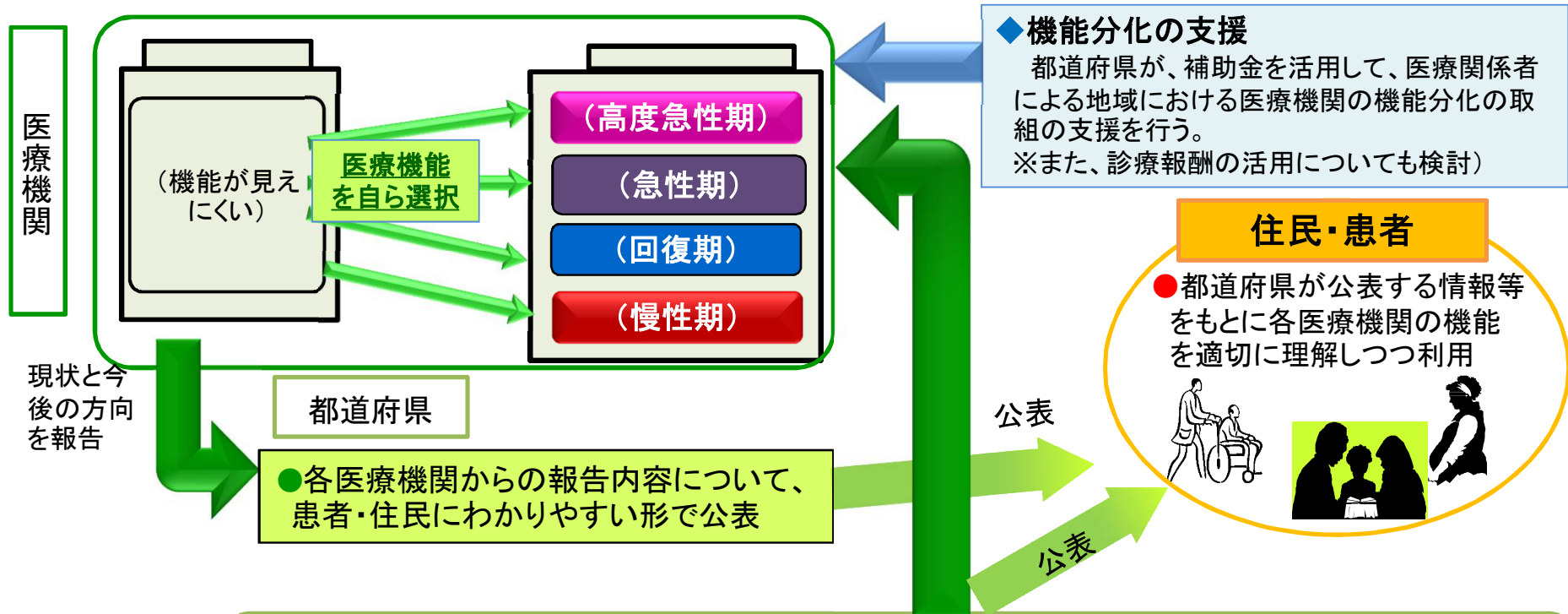


病床の機能分化を推進するための仕組み

●医療機関による報告(平成26年度～)

【病床機能報告制度の導入】→ 都道府県と住民等の現状把握

医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な取組を進める。



●地域医療ビジョンの策定

- ・都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定し、医療計画に新たに盛り込み、さらなる機能分化を推進。
- ・国は、都道府県における地域医療ビジョン策定のためのガイドラインを策定する。